市川市防犯灯設置費等補助金

カメラ付き防犯灯設置の手引き

令和6年4月改訂

市民部 自治振興課 市民安全課

目次

はじめに	2
【補助金制度の概要】	2
1.手続きのながれ	3
【東電タウンプランニングへの申請の流れ】	4
2.制度を利用される際の注意点	5
【カメラの性能】	7
【該当器具の一例】	8
3.事前調査	9
4. 設置準備	10
5.(東電柱へ設置する場合)東電タウンプランニングへの申請	11
6. 設置利用基準の届け出(市民安全課)	12
7.工事の実施	13
8.補助金の申請(自治振興課)	14
9.警察からの防犯カメラ映像への対応(市民安全課)	15
各種届関係の記入例	16

はじめに

カメラ付き防犯灯の設置の補助金制度は、通常の防犯灯設置補助制度と補助率や補助 上限が異なり、手続きにおいても、自治振興課だけでなく、市民安全課への防犯カメラ 設置の届け出が必要となります。

また、防犯カメラの映像はニュースなどで流れることが多くなりましたが、プライバシーには十分な配慮や、設置付近に住む方に対し、事前の丁寧な説明が必要です。

そこで、この手引きを活用し、用意する書類や必要な手続きに漏れがないように確認 してください。

【補助金制度の概要】

補助対象事業	内容	補助率	補助上限額
カメラ付き防犯灯	指定されたカメラ機能を有	7.5/10	9 万円
(共架)	するLED防犯灯		

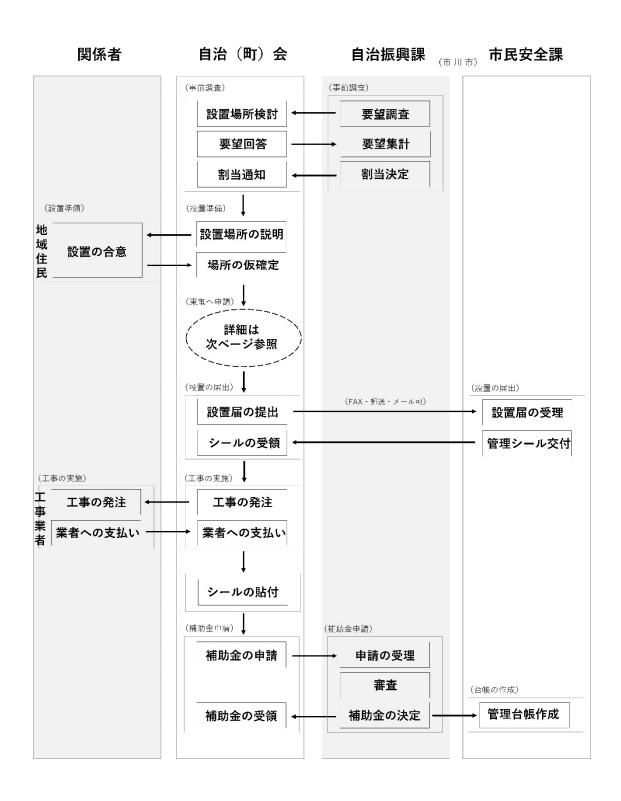
補助金額は実際に事業にかかった費用に、補助率をかけた金額と補助限度額を比べ、金額の低い 方が交付額となります。

(計算例①) 16 万円の工事の場合・・・16 万円×7.5/10 (補助率) = 12 万円 12 万円が補助限度額 9 万円を超えているため、補助金額は 9 万円

(計算例②) 10 万円の工事の場合・・・10 万円×7.5/10 (補助率) = 7 万 5 千円 7 万 5 千円が補助限度額 9 万円を超えていないため、補助金額は 7 万 5 千円

1. 手続きのながれ

東電柱に設置する場合・・・



【東電タウンプランニングへの申請の流れ】

設置前

1.東電タウンプランニングと事前協議・契約(初回のみ)

東京電力グループで電柱広告、配電事業等を行っている東電タウンプランニングと カメラ付き防犯灯設置に関する「共架基本契約」を締結します(初回のみ)。 契約の申し込みは東電タウンプランニングの公式ホームページより行ってください。

【共架オペレーションセンター】 【ホームページのURL 】

048-637-3970、 048-637-3971 https://www.ttplan.co.jp/electric/kyouga/apply.html

2.東電タウンプランニングと契約

送られてきた資料(契約書等)に必要事項を記入し、契約締結します。 契約が締結されると共架に関する申し込みを行う共架総合管理システム(KOSMS) のIDとPASSが付与されます。(申請はシステム内で行います。)

3.東電タウンプランニングへ設置可否の調査依頼

共架総合管理システム上で、設置を検討している電柱に共架可能か申し込みを行います。なお、共架可否判定費用(調査費)として1本あたり600円かかります。

4.東電タウンプランニングへ設置の申請

| 設置可能の回答があった場合、共架総合管理システム上で設置の申し込みを行います。 | |

5.市民安全課へカメラ設置の届出

| 設置場所が決まりましたら、市民安全課へ届け出が必要です。 | (市川市防犯カメラの適正な設置及び利用に関する条例に基づく届け出です。)

6.設置工事の実施

│ 設置する際は、カメラの映像を確認しながら行ってください。 │ 東京電力バワーグリッドへの電気の申込の手続きは従前どおり必要になります。

設置後

7.東電タウンプランニングへ設置工事の報告

設置後、場合、共架総合管理システム上で設置の報告を行います。

2. 制度を利用される際の注意点

- ① 防犯灯はLEDであり、カメラは7ページの【カメラの性能】を満たすものである 必要があります。
- ② 犯罪の予防を目的としており、撮影された映像のうち、不特定多数の人が利用できる道路、公園などの画像面積が2分の1以上であり、特定の個人及び建物を監視しないものになります。
- ③ 実施する前年度の要望調査に回答がない自治会には、補助金交付の対応ができない場合があります。(8ページ参照)
- ④ 通常の防犯灯設置の補助金手続きとは異なり、市民安全課への防犯カメラ設置の届け出が必要になります。
- ⑤ 設置する電柱によって、手続きが異なります。
 - ・東電柱に設置する場合、東電タウンプランニングへ所定の手続きが必要です。
 - ・NTT 柱に設置する場合、NTT への事前の申請が必要です。

(手続きが煩雑となりますので、NTT 柱への設置を希望する場合、市民安全課へご相談ください)

(NTT 単独柱は電源がない場合があります)

- ・独立ポールに設置の場合は、東電への許可申請は不要です。
- ⑥ 東電柱へ設置する場合、設置可否の調査費用として1基600円、共架料(電柱使用料)として1基につき月100円かかります。調査費用、共架料いずれも補助金対象外となります。
- ⑦ 設置に所有者(所管部署)の占有許可等が必要な場合、当該許可を受けてください。

- (8) 防犯カメラの映像の管理は、各自治(町)会になります。防犯カメラ画像管理責任者以外の者は、映像の閲覧、抽出等を行わない、画像を記録している媒体及び機器は、鍵等により第三者が容易に取出しを行えない措置を講じるなど、個人情報の取り扱いは十分に留意してください。
- ⑨ 設置の際は、カメラの映像や画角を調整・確認をしながら行ってください。
- ⑩ 防犯カメラの映像の確認方法など設定に関することは、製造しているメーカーへお問い合わせください。
- ① 事件・事故などが発生し、警察から市に問い合わせがあった際は、画像管理者である自治(町)会を案内させていただきますので、警察とのやり取りは自治(町)会でお願いいたします。
- ② 設置後に近隣とのトラブルですぐに取り外すことがないよう、設置する周囲にお住いの方へ十分な説明をお願いいたします。
- ③ カメラの映像管理に利用される SD カードやパソコン等の物品などは補助対象外です。
- ④ カメラ付き防犯灯の設置は自治会の判断で行ってください。

【カメラの性能】

共通機能	24 時間の運用に耐えられるもの。		
	昼夜問わずカラーでの撮影が可能なものであるもの。		
	映像出力が 100 万画素以上であること。		
撮影機能	最低被写体照度が 3lx を満たすものであること。		
	逆光補正機能があること。		
	プライバシーマスク機能を有しているもの(複数個所設定できるもの推奨)		
録画機能	1秒間の記録間隔4コマ以上の設定において、7日以上保存が可能なものであること		
	記録画像サイズは 1920×1080 以上のものであること		
	画像の閲覧にあたっては、パスワードの入力を要するなど第三者が容 易にデータの抽出ができない措置を講じたもの		
セキュリティ機能	画像記録媒体は、鍵などにより第三者が容易に取り出しを行えない措置が講じられたものであること		
でイエッティ版配	無線 LAN に画像の抽出を行うことができる機能を有するもの		
	無線 LAN の SSID ステルス機能を有するもの		
その仏教台	雨水により、視認性に影響を受けにくい構造または性能を有しているもの		
その他機能	自動時刻補正機能を有しているものであること。		

【該当器具の一例】

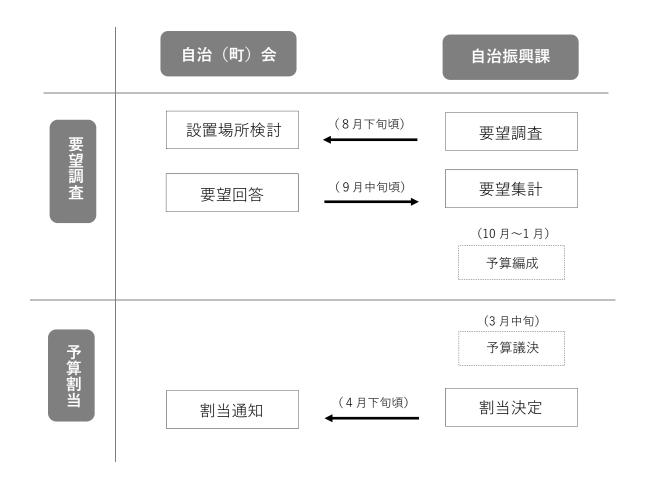
メーカー「商品名・型番」	商品参考画像	特記事項
DK テック「ライトる」		カメラの耐用年数 5 年 自社での設置可
かがつう 「SCLE-138S-35L」		カメラの耐用年数3年 在庫限りの販売
NDTC 「owlview II (ND-8300)」		カメラの耐用年数 5 年

(上記製品は当市が把握しているものであり、あくまで一例となります。すべての器具を把握 しているわけではありません。下記以外のカメラ付き防犯灯を設置する場合は、一度ご相談く ださい。)

3. 事前調査

設置要望数について、設置を希望する前年度の8月~9月にかけて調査を実施します。 回答を踏まえ予算を割り当てますので、過剰な要望はしないよう設置希望数は精査をお 願いいたします。

要望を踏まえ、4月下旬にその年度の割当額を通知します。割当額は予算の範囲内で 自治(町)会間に偏りがないよう決めております。ご要望に沿えない場合がありますの で、あらかじめご了承ください。

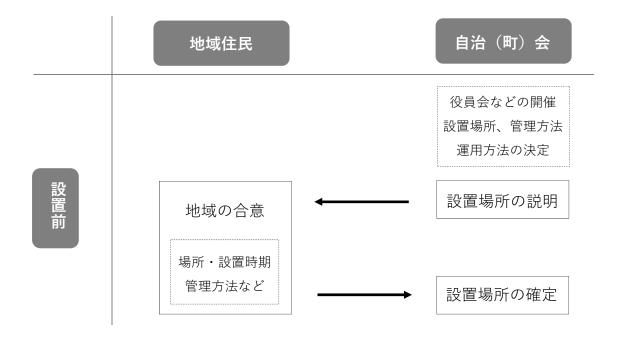


4. 設置準備

割当額の範囲内で具体的な設置場所の選定をしてください。補助できる金額が限られていることから、地域の防犯に資する場所への優先的な設置をお願いいたします。

なお、プライバシーなどで近隣の住民とトラブルとならないよう、設置する周囲にお 住いの方に、具体的な設置場所や運用開始時期、画像の管理方法など説明し、了承を得 てください。短い期間での撤去にならないよう十分な調整をお願いします。

設置後の管理・運用方法は自治(町)会で、取り決めをお願いいたします。



5. (東電柱へ設置する場合) 東電タウンプランニングへの申請

東電柱に設置する場合、通常の LED 防犯灯の設置と異なり、東電タウンプランニングに対して、事前にカメラ付き防犯灯の設置可否の調査が必要です。設置可の場合に、設置の申し込みなど所定の手続きが必要になります。

詳細は4ページをご確認ください。

なお、東電タウンプランニングへの手続きは電気事業者が代理で行うことができます。 発注する工事業者に必要な手続きについてお伝えください。

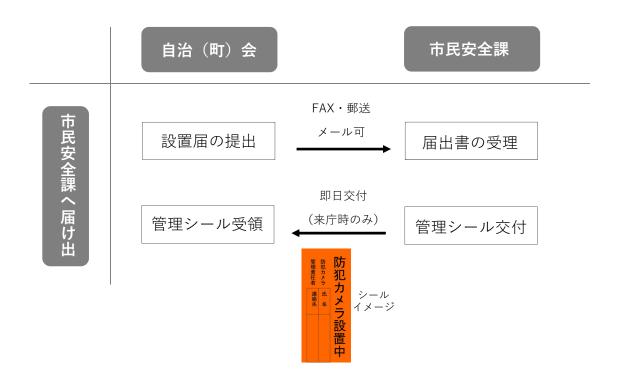
(この手引きを見せていただいても結構です。)

6. 設置利用基準の届け出(市民安全課)

設置には市民安全課へ届け出が必要になります。

届出の際に、市から管理シールをお渡しします。自治(町)会と市が共通の番号で管理するものです。設置後、速やかに貼り付けをお願いします。

なお、警察から照会があった場合は、自治(町)会を案内しますのでご協力をお願い します。

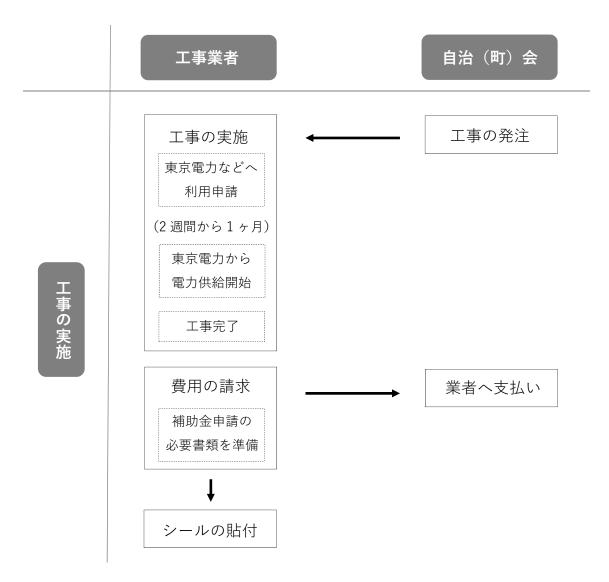


◎届け出の必要書類

市川市防犯カメラ設置利用基準届	
防犯カメラの設置及び利用に関する基準(提出済で訂正がない場合は省略可)	
設置場所が分かる位置図	
その他()	

7. 工事の実施

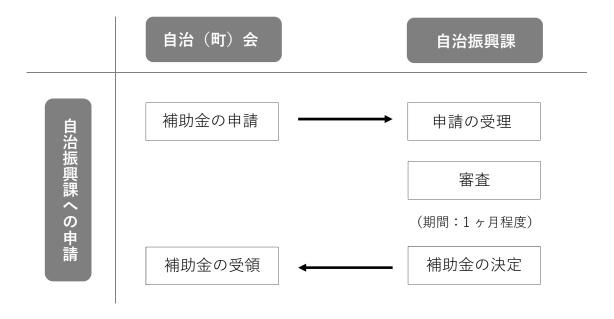
工事業者に設置工事の発注となります。申請の書類に工事前と工事後の写真が必要となります。工事完了後に市民安全課から渡したシールを貼ったうえで、忘れずに写真を撮ってください。



◎工事業者に依頼する書類は、①設置前の写真、②設置後の写真、③電力の容量が分かる書類(東京電力への申請書類)の3点です。

8. 補助金の申請(自治振興課)

工事が終わりましたら、自治振興課へ補助金の申請をお願いします。補助金に必要な 書類は下記のとおりとなりますので、提出書類に漏れがないか確認をお願いします。

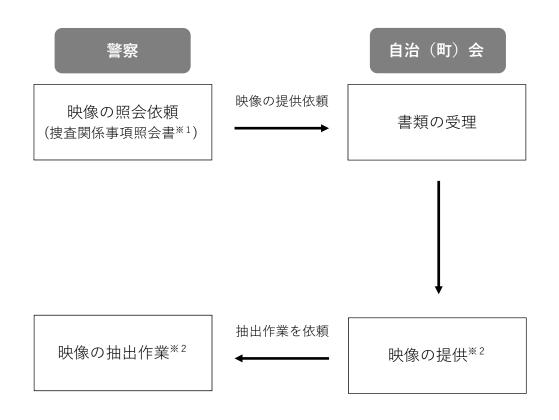


◎届け出の必要書類

市川市防犯灯設置費・撤去費補助金交付申請書(様式第1号)
市川市防犯灯設置費・維持管理費・撤去費補助金交付請求書(様式第5号)
見積書・請求書・領収書(いずれか1点は原本)
設置場所が分かる位置図
設置前、設置後、管理シールを貼った写真
電力の容量が分かる書類(工事業者が東京電力への申請した書類)
その他()

9. 警察からの防犯カメラ映像への対応(市民安全課)

警察から防犯カメラ映像への照会があった場合は、捜査へのご協力をお願いします。 なお、映像の抽出作業は**警察**が実施いたします。



- ※1 捜査に必要となった防犯カメラ映像を警察が確認するため、刑事訴訟法第197条 第2項に基づき、照会する書類です。
- ※2 防犯カメラ映像の抽出作業は**警察**が実施します。

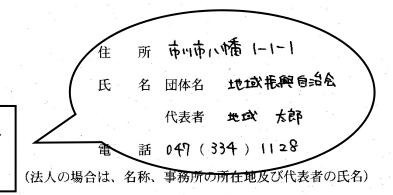
市川警察署、行徳警察署には、市民安全課から防犯カメラ映像の抽出作業は<u>警察</u>が実施する旨の了承を得ています。

各種届関係の記入例

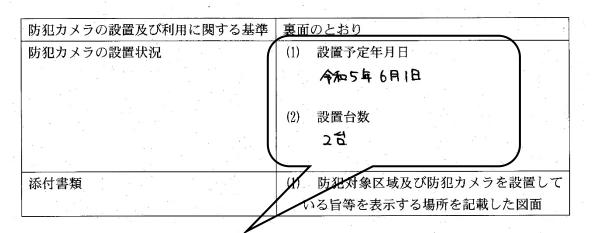
市川市防犯カメラ設置利用基準届

市川市長

会長の住所、自治(町)会名、 会長名、電話番号をご記入く ださい。



市川市防犯カメラの適正な設置及び利用に関する条例第3条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。



設置台数が複数の場合は、 設置する最初の日付をご 記入ください。

裏面がありますので、印刷する場合は、忘れずに両面印刷設定をしてください。

様式第1号(第5条関係)

市川市防犯灯設置費・撤去費補助金交付申請書

防犯灯を設置・撤去したので、下記のとおり補助金の交付を申請します。

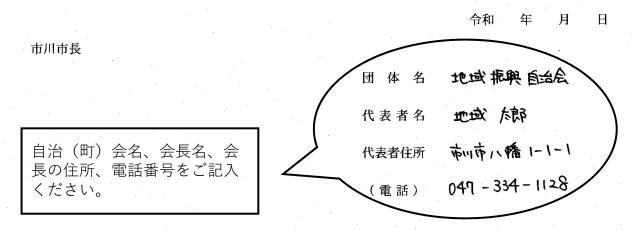
記		e	
	27	38,700 _H	
補助金交付申請額(①+②)	2:	38,706 円	
(内訳)		8 8 B	
設置費補助金 補助区分	灯数	設置費	補助申請額
20ワット	基	円	円
42ワット	基	円	円
共 LED灯 (10ワット未満、1,070ルーメン未満)	基	円	円
架 LED灯 (10ワット未満、1,070ルーメン以上)	3 基	150,000円	142,500円
LED灯 (10ワット以上)	基	Ħ	円
カメラ付き防犯灯	2 基	24 0,000円	月80,000円
鉄柱等	基	円	円
中和	基	円	円
合計 計算方法等がご不明な場合は、	5 基	390,000⊞	①322,500円
そのままご提出ください。			
撤去及刑的业	灯数	撤去費	補助申請額
共架	3 基	18,000円	16,200円
鉄柱等	基	円	円
中継柱	基	円	円
合計	3 基	18,000円	② 16,200 円
无 付 書 類			

添付書類

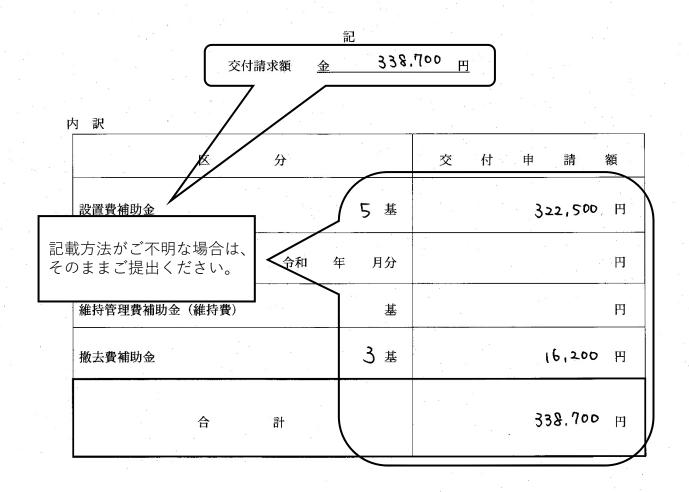
- (1) 電気工事業者の工事見積書、請求書及び領収書の写し
- (2) 防犯灯の新設工事又は建替工事 (電気供給区分の変更契約を伴うものに限る。) を行う場合にあっては、防犯灯に対する電気の供給を開始した日を証する書類
- (3) 設置し、又は撤去した防犯灯の位置を示す図面及び工事完了後の写真
- (4) その他(

様式第5号(第7条関係)

市川市防犯灯設置費・維持管理費・撤去費補助金交付請求書



令和 年 月 日付けで交付の決定があった防犯灯設置費補助金・防犯灯維持管理費補助金・ 防犯灯撤去費補助金について、下記のとおり請求します。



〒272-8501 市川市八幡 1-1-1

自治振興課 電 話:047-334-1128 (直通)

F A X: 047-712-8753

市民安全課 電 話:047-334-1129 (直通)

F A X: 047-336-8073

メール:aopato@city.ichikawa.lg.jp